

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会経理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、経営成績及び財政状態を適正に把握することを目的とする。

(経理事務の範囲)

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 資産・負債の管理に関する事項
- (5) 財務及び有価証券の管理に関する事項
- (6) 棚卸資産の管理に関する事項
- (7) 固定資産の管理に関する事項
- (8) 引当金に関する事項
- (9) 決算に関する事項
- (10) 内部監査及び任意監査に関する事項
- (11) 契約に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるものほか、社会福祉法人会計基準によるものとする。

(会計年度及び計算関係書類及び財産目録等)

第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 每会計年度終了後3カ月以内に下記計算書類及び第3項に定める附属明細書（以下、「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- (1) 法人単位資金収支計算書
- (2) 資金収支内訳表
- (3) 事業区分資金収支内訳表
- (4) 拠点区分資金収支計算書
- (5) 法人単位事業活動計算書
- (6) 事業活動内訳表
- (7) 事業区分事業活動内訳表
- (8) 拠点区分事業活動計算書
- (9) 法人単位貸借対照表
- (10) 貸借対照表内訳表
- (11) 事業区分貸借対照表内訳表
- (12) 拠点区分貸借対照表

3 附属明細書として作成する書類は次のとおりとする。

- (1) 借入金明細書
- (2) 寄附金収益明細書
- (3) 補助金事業収益明細書
- (4) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- (5) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
- (6) 基本金明細書
- (7) 国庫補助金等特別積立金明細書
- (8) 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
- (9) 引当金明細書
- (10) 拠点区分資金収支明細書
- (11) 拠点区分事業活動明細書
- (12) 積立金・積立資産明細書
- (13) サービス区分間繰入金明細書
- (14) サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
- (15) サービス区分資金収支計算書
- (16) サービス区分事業活動計算書

4 前項の規定する附属明細書については、第2項の規定にかかわらず、該当する取引がない場合には、作成を省略することができる。

（金額の単位）

第5条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

（事業区分）

第6条 本会の事業区分は、社会福祉事業と公益事業とする。

（拠点区分並びにサービス区分）

第7条 前条に定める各事業区分には、予算管理の単位としてそれぞれ拠点区分を設定する。

2 拠点区分は、事業運営の実態に照らし、一体的に運営されている事業を集約し、それぞれ設定する。

3 サービス区分はその拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているもの及び事業管理上の必要があるものについて区分を設定する。

4 前条及び前項までの規定に基づき、本会において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は別表1のとおりとする。

（共通収入支出の配分）

第8条 資金収支計算を行うにあたっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

2 事業活動計算を行うにあたっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

（会計責任者、出納責任者及び会計職員）

第9条 本会は、第2条に規定する経理事務（第12章に規定する「契約」に関する事項を除く。）

を行うため、会計責任者を置く。

- 2 経理事務のうち、金銭の出納及び保管に関する一切の事務を行うため、出納責任者を置く。
- 3 会計責任者及び出納責任者は、会長が任命する。
- 4 会計責任者は、第1項の事務に関する一切の責任を負い、出納責任者は会計責任者に対し、第2項の事務について責任を負う。
- 5 経理事務を行うため、会計職員を置く。
- 6 会計責任者及び出納責任者は、会計職員を指導監督しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、会長の提案に基づき、理事会において決定する。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第11条 本会の会計は、その支払資金の収支状況、経営成績及び財政状態を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然、かつ、明瞭に記録し、計算しなければならない。

(勘定科目)

第12条 勘定科目は、別表2（社会福祉法人会計基準による）のとおりとする。

(会計帳簿)

第13条 会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ア 仕訳日記帳
 - イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - ア 補助元帳
 - イ 不動産台帳
 - ウ 固定資産物品台帳
 - エ 備品台帳
- (3) その他の帳簿
 - ア 会計伝票
 - イ 月次試算表

(会計伝票)

第14条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。

- 2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。
- 3 会計伝票には、サービス区分、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない。

(会計帳簿等の保存期間)

第15条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。なお、特定の事業において、法令、通知に特段の定めがある場合にはそれに従うものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する計算関係書類 10年
- (2) 第4条第2項に規定する財産目録 5年
- (3) 第13条第1項(1)、(2)及び(3)に規定する主要簿、補助簿及びその他の帳簿 10年

(4) 証憑書類 10年

- 2 前項の保存期間は、会計帳簿の閉鎖の時から起算するものとする。
- 3 第1項(3)及び(4)の書類を処分する場合には、事前に会計責任者の承認を得ることとする。

第3章 予 算

(予算基準)

第16条 本会は毎会計年度、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき資金収支予算を作成する。

- 2 予算は第7条第1項に定める拠点区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。
- 3 拠点区分にサービス区分を設定している場合には、サービス区分ごとに予算を編成することができる。

(予算の事前作成)

第17条 前条の予算は、事業計画及び承認社会福祉充実計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

(勘定科目間の流用)

第18条 会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合には、会長の承認を得て、拠点区分又はサービス区分内における勘定科目相互間において予算を流用することができる。ただし、勘定科目間流用に関し、特段の定めがある拠点区分又はサービス区分についてはこの限りではない。

(予備費の計上)

第19条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の決議を得、評議員会の承認を経て支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

第20条 予備費を使用する場合は、会計責任者は事前に会長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。

(補正予算)

第21条 予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合には、会長は補正予算を作成し、理事会の決議を経、評議員会の承認を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第22条 この規程において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。

- 2 現金とは、硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等をいう。

(収入の手続)

第23条 金銭の収納は、収入承認に関する書類及び収入にかかる関係書類に基づいて行う。

- 2 出納責任者は、前項の書類と入金した金銭の額を照合して収納し領収書を発行する。
- 3 銀行等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。

(収納した金銭の保管)

第24条 収納した金銭は、これを直接支出に充てることなく、受入後5日以内に金融機関に預

け入れなければならない。

(寄附金品の受入手続)

第 25 条 寄附金品を受け入れる場合には、出納責任者は、寄附者が記入した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附目的を明らかにして、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けなければならない。

(支出の手続)

第 26 条 金銭の支払は、支出承認に関する書類及び支払にかかる関係書類に基づいて行われなければならない。

- 2 出納責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払を行わなければならない。
- 3 金銭の支払については、請求書と同一の記名押印又は署名のある領収書を徵しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、金融機関からの預貯金口座振込により支払を行った場合で、とくに領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込又は払込を証する書類によって領収書に代えることができる。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により領収書又は、証明書を徵することができない場合には、その支払が正当であることを証明した、本会所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。
- 6 金銭の支払は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、金融機関の預貯金口座振込によらなければならない。
 - (1) 1 件 1 万円を超えない常用雑貨の現金支払
 - (2) 慣習上現金をもって支払うこととされている支払

(支払期日)

第 27 条 金銭の支払は、小口払及び隨時支払うことが必要なものを除き、毎月末日までに発生した債務をまとめて翌月末日までに行う。

(小口現金)

第 28 条 第 26 条第 6 項第 1 号及び第 2 号の規定による現金支出に充てるため、会計職員に対して現金を前渡しし、当該職員の手許に小口現金を保管させることができる。

- 2 小口現金の限度額は、定額資金前渡制度とし 3 万円とする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行う。

(概算払)

第 29 条 性質上、概算をもって支払の必要がある経費については、第 26 条第 1 項の規定にかかわらず概算払いを行うことができる。

- 2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 旅費
 - (2) その他出納責任者が特に必要と認めた経費
- 3 概算払いは、金額が確定され次第、速やかに精算しなければならない。

(残高の確認)

第 30 条 出納責任者は、入出金のあった日の金銭残高を金銭残高金種別表に記入し、当日の帳簿残高と照合しなければならない。

2 出納責任者は、預貯金について、毎月末日における取引金融機関の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

3 出納責任者は、第1項第2項の確認の結果、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置をとらなければならない。

(金銭過不足)

第31条 現金に過不足が生じたとき、会計職員は、すみやかに原因を調査したうえ、遅滞なく出納責任者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた出納責任者はその事実の内容を確認し、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置をとらなければならない。

(月次報告)

第32条 会計責任者は、毎月末日における月次報告書を作成し、翌月25日までに会長に提出しなければならない。

2 前項の月次報告書は、次のとおりとする。

- (1) 月次資金収支計算書
- (2) 月次事業計算書
- (3) 月次貸借対照表

第5章 資産・負債の管理

(資産評価の一般原則)

第33条 資産の貸借対照表価額は、別に定める場合を除き、原則として、当該資産の取得価額による。

2 資産の時価が、帳簿価額から50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

3 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。

4 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。

(負債評価の一般原則)

第34条 負債の貸借対照表価額は、賞与引当金及び退職給付引当金を除き債務額とする。

(債権債務の残高確認)

第35条 会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。

2 会計責任者は、前項の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があることが判明した場合には、遅滞なく、適切な措置をとらなければならない。

(債権の回収・債務の支払)

第36条 会計責任者は、毎月、期限どおりの回収又は支払が行われていることを確認し、期限どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく、適切な措置をとらなければならない。

(債権の免除等)

第37条 本会の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除いて、会長が本会に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

第6章 財務及び有価証券の管理

(資金の借入)

第38条 毎会計年度の業務執行に当たり、必要がある場合には、理事会の承認を得た上で、会長の承認により、資金の短期借入を行うことができる。

2 資金の長期借入（返済期限が1年を超える資金の借り入れをいう。）は、理事会の決議を経、評議員会の承認を得た予算の範囲内において、会長の承認により行うことができる。

3 借入金の借入先は、公的金融機関、銀行又はこれに準ずるものでなければならない。

(資金の繰替使用)

第39条 事業区分間、拠点区分間又はサービス区分間において、経理上必要がある場合、会長の承認を得た上で、資金の一時繰替使用をすることができる。ただし繰替使用を認められていない資金については除く。

2 繰替えて使用した資金については、原則として、当該年度内に補てんしなければならない。

(資金の積立て)

第40条 将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合には、同額の積立資産を積み立てなければならない。この場合において、積立資産には、積立金との関係が明確である名称を付さなければならない。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩さなければならない。

2 資金管理上特に必要がある場合には、積立金の積み立てを行わず、積立資産の積み立てのみを行うことができる。ただし、この場合において、積立資産には積み立ての目的を明示した名称を付すとともに、理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

3 積立資産を専用の預金口座で管理する場合には、積立資産の承認を得た後、すみやかに資金移動を行わなければならない。また、決算において新たに積立資産を積み立てようとする場合には、決算理事会終了後2カ月以内に資金移動を行わなければならない。

(資金の運用等)

第41条 資金のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関への預け入れ、確実な信託会社への信託、又は確実な有価証券に換えて保管する。

2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、安全確実な方法によって行わなければならない。

3 会計責任者は、毎月末日に資金（有価証券及び積立資産を含む）の残高の実在を確かめ、その内容を会長に報告しなければならない。

(金融機関との取引)

第42条 本会が金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。

3 会長は、金融機関との取引に使用する印鑑を保管する。

4 前項の規定にかかわらず、会長は、実務上必要と判断した場合には、次の業務を担当しない出納責任者を金融機関との取引に使用する印鑑の保管責任者とすることができます。

(1) 現金預貯金（小口現金を含む）の出納記帳

(2) 預貯金の通帳及び証書の保管管理

(3)現金（小口現金を含む）の保管管理

（有価証券の取得価額及び評価）

第43条 有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとする。

2 有価証券は、総平均法に基づく原価法により評価する。

3 満期保有目的の債権以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。

4 満期保有目的の債券を債券価額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

（有価証券の管理）

第44条 会計責任者は、毎会計年度9月末日、3月末日及び必要と思われるときに、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、会長に報告しなければならない。

2 第41条及び第42条の規定は有価証券の管理及び証券会社との取引に準用する。この場合において、資金を有価証券と読み替え、また、金融機関を証券会社等と読み替える。

第7章 棚卸資産の管理

（棚卸資産の範囲）

第45条 この規程において、棚卸資産とは、下記のものをいう。

ア 商品

イ 貯蔵品

（棚卸資産の取得価額及び評価）

第46条 棚卸資産の取得価額は次による。

（1）購入代価に購入直接費（引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・その他の引取費用）を加算した額。

2 棚卸資産は、最終仕入原価法に基づく原価法により評価する。

3 棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって評価するものとする。

（棚卸資産の管理）

第47条 棚卸資産については、その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない。

2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。

3 棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに1年間の消費量を下回るものについては、販売目的で所有する棚卸資産を除き、第1項の規定にかかわらず、受払帳を設げずに購入時に消費したものとして処理することができる。

第8章 固定資産の管理

（固定資産の範囲）

第48条 この規程において固定資産とは、取得日後1年を超えて使用する有形及び無形の資産（土地、建設仮勘定及び権利を含む。）並びに経常的な取引以外の取引によって発生した貸付金等の債権のうち回収期間が1年を超える債権、長期保有を目的とする預貯金（特定の目的の

ために積立てた積立資産の場合には、長期保有目的に限らない) 及び投資有価証券等をいう。

2 前項の固定資産は、基本財産とその他の固定資産に分類するものとする。

(1) 基本財産

ア 基本財産特定預金

イ 建物

ウ 土地

(2) その他の固定資産

ア 建物

イ 建物附属設備

ウ 構築物

エ 機械及び装置

オ 車輌運搬具

カ 器具及び備品

キ リサイクル料金預け金

ク ソフトウエア

ケ 土地

コ 建設仮勘定

サ 有形リース資産

シ 無形リース資産

ス 権利

セ 出資金

ソ 敷金

タ 公益事業会計元入金

チ 投資有価証券

ツ 長期貸付金

テ 事業区分間長期貸付金

ト 拠点区分間長期貸付金

ナ サービス区分間長期貸付金

ニ 退職給付引当資産

ヌ 長期預り金積立資産

ネ 特定目的の基金積立資産及び積立資産

ノ 差入保証金

ハ 長期前払費用

ヒ 生活つなぎ資金貸付金

フ 奨学金貸付金

ヘ 徴収不能引当金

ホ その他の固定資産

3 1年を超えて使用する有形固定資産又は無形固定資産であっても、1個もしくは1組の金額が10万円未満の資産は、第1項の規定にかかわらず、これを固定資産に含めないものとする。

(固定資産の取得価額及び評価)

第 49 条 固定資産の取得価額は次による。

- (1) 購入した資産は、購入代価に購入のために直接要した付随費用を加算した額。
- (2) 製作又は建設したものは、直接原価に、制作又は建設のために直接要した付随費用を加算した額。
- 2 固定資産の帳簿価額は、原則として、当該固定資産の取得価額から、第 56 条の規定に基づいて計算された減価償却費の累計額を控除した額とする。
- 3 固定資産の時価が帳簿価額から、50%を超えて下落している場合には、時価が回復する見込みがあると認められる場合を除き、会計年度末における時価をもって評価するものとする。

(リース会計)

第 50 条 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。ただし、リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下又はリース期間が 1 年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

- 2 リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、利息相当額の各期への配分方法は、前項の規定にかかわらず、リース料総額から利息相当額の見積額を控除しない方法によることできる。
- 3 前項に定める、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（賃貸借処理に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたもののリース料、第 1 項又は第 2 項に定める利息相当額を除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が 10% 未満である場合とする。
- 4 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(建設仮勘定)

第 51 条 有形固定資産のうち、建設途中のため取得価額又は勘定科目等が確定しないものについては、建設仮勘定をもって処理し、取得価額及び勘定科目等が確定した都度当該固定資産に振り替えるものとする。

(改良と修繕)

第 52 条 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算するものとする。

- 2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

(現物管理)

第 53 条 固定資産の現物管理は、会計責任者が行う。

- 2 会計責任者は、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記帳整理をしなければならない。

(取得・処分の制限等)

第 54 条 基本財産である固定資産の増加又は減少（第 56 条に規定する減価償却等に伴う評価の減少を除く。）については、事前に理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- 2 基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に会長の承認を得なければならぬ。ただし、法人運営に重大な影響があるものについては、理事会の承認を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。
- 3 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させはならない。ただし、会長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(現在高報告)

第 55 条 会計責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び貸出中のものについてはその貸出状況を、固定資産管理台帳に基づき、調査、確認しなければならない。

- 2 会計責任者は固定資産管理担当者を指名し、第 1 項に規定する調査、確認を行わせることができる。この場合には、その調査の報告を徴しなければならない。
- 3 会計責任者は、第 1 項の調査、確認の結果又は前項の報告に基づき、固定資産管理台帳に必要な記録の修正を行うとともに、その結果を会長に報告しなければならない。

(減価償却)

第 56 条 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、定額法による減価償却を実施する。

- 2 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1 円）を控除した金額に達するまで償却するものとする。ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の 10% として償却を行い、耐用年数到来後も使用する場合には、備忘価額（1 円）まで償却するものとする。
- 3 ソフトウェア等の無形固定資産については、残存価額をゼロとし、定額法による減価償却を実施する。
- 4 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）によるものとする。
- 5 減価償却資産は、その取得価額から減価償却累計額を直接控除した価額をもって貸借対照表に計上し、減価償却累計額を注記するものとする。

第 9 章 引当金

(退職給付引当金)

第 57 条 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。

(賞与引当金)

第 58 条 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(徴収不能引当金)

第 59 条 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

- 2 徴収不能引当金として計上する額は、次の（1）、（2）の合計額による。

- (1) 每会計年度末において、以後徴収することが不可能と判断される債権の金額
- (2) 上記（1）以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額

3 前項に規定する徴収不能引当金の金額は、これを該当する金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する。

第 10 章 決 算

(決算整理事項)

第 60 条 年度決算においては、次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
- (2) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認
- (3) 上記(1)及び(2)に基づく未収金、前払金、未払金、前受金及び棚卸資産の計上
- (4) 減価償却費の計上
- (5) 引当金の計上及び戻入れ
- (6) 基本金の組入れ及び取崩し
- (7) 基金の組入れ及び取崩し
- (8) 国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩し
- (9) その他の積立金の積立て及び取崩し
- (10) 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間における内部取引科目の集計
- (11) 注記情報の記載

(税効果会計)

第 61 条 法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用する。ただし、税額の重要性が乏しいと認められる場合には、これを適用しない。

(内部取引)

第 62 条 計算関係書類の作成に関して、事業区分間、拠点区分間、サービス区分間における内部取引は、相殺消去する。

(注記事項)

第 63 条 計算書類には、次の注記事項を記載しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 法人で採用する退職給付制度
- (5) 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分
- (6) 基本財産の増減の内容及び金額
- (7) 社会福祉法人会計基準第3章第4条(4)及び(6)の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
- (8) 担保に供している資産
- (9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (12) 関連当事者との取引の内容

- (13) 重要な偶発債務
- (14) 重要な後発事象
- (15) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 計算書類の注記は、法人全体で記載するものと拠点区別に記載するものの2種類とし、拠点区分の注記においては、上記(1)、(12)、(13)を省略する。

(計算関係書類及び財産目録の作成)

第64条 会計責任者は、第4条に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、会長に提出する。

(計算書類の監査)

第65条 特定理事は、計算関係書類及び財産目録を特定監事に提出する。

2 特定理事は、次のいずれか遅い日までに、特定監事から、計算関係書類及び財産目録についての監査報告を受けなければならない。

- ① 計算書類の全部を提出した日から4週間を経過した日
- ② 計算書類の附属明細書を提出した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

(計算関係書類及び財産目録の承認)

第66条 会長は、第65条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を定時評議員会の招集通知に添付し、計算関係書類及び財産目録について承認を受けなければならない。

(計算関係書類及び財産目録等の備置き)

第67条 統括会計責任者は前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を定時評議員会の2週間前の日から5年間、その主たる事業所に備え置かなければならない。

2 統括会計責任者は、計算関係書類及び財産目録並びに監査報告の写しを定時評議員会の日の2週間前の日から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算関係書類が電磁的記録で作成されており、閲覧可能な措置を取っている場合は、この限りではない。

(所轄庁への届出)

第68条 毎会計年度終了後3か月以内に計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を所轄庁に提出しなければならない。

(計算関係書類及び財産目録の公開)

第69条 会長は、次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供さなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 計算書類
- (3) 上記(2)の附属明細書
- (4) 監査報告書

2 会長は、次に掲げる書類をインターネットにより公表しなければならない。

(1) 計算書類

(資産総額の登記)

第 70 条 会長は、計算関係書類及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の同意を得、原則として定時評議員会の承認を受けた後、遅滞なく資産の総額の登記を行う。

第 11 章 会計監査

(内部監査)

第 71 条 会長は、必要があると認められる場合には、法人内の会計業務が関係法令及びこの経理規程の定めに従い、重要な誤謬発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるため、内部監査人を選任し監査させるものとする。

2 会長は、前項の監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じて関係部署に改善を指示する。

3 監査報告に記載された事項に関する改善状況は、後の内部監査において確認するものとする。

(任意監査)

第 72 条 会長は、法人の会計の健全性及び透明性を高めるため、外部の会計専門家に対し、独立した第三者の立場からの監査を依頼することができる。

2 会長は、前項の監査の結果を理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第 12 章 契 約

(契約機関)

第 73 条 契約は、会長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをすることができない。

2 会長が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。

(一般競争契約)

第 74 条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

(指名競争契約)

第 75 条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。

なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合

(2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合

(3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

(随意契約)

第 76 条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が 1,000 万円を超えない場合

- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
 - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
 - (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
 - (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
 - (6) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合
 - (7) 落札者が契約を締結しない場合
- 2 前項(6)の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- 3 第1項(7)の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付すときに定めた条件を変更することはできない。
- 4 第1項(1)の理由による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。

	契約の種類	金額
1	工事又は製造の請負	250万円
2	食料品・物品等の買入れ	160万円
3	前各号に掲げるもの以外	100万円

(契約書の作成)

第77条 契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、会長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第78条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができ

る。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が 100 万円を超えない契約をするとき
- (2) せり売りに付するとき
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
- (4) (1)及び(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合において会長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2 第 1 項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徵するものとする。

(定期的な契約内容の見直し)

第 79 条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

第 13 章 社会福祉充実計画

(社会福祉充実残額の計算)

第 80 条 社会福祉法 55 条の 2 第 1 項に定める方法により毎会計年度において社会福祉充実残額の有無を計算しなければならない。

(社会福祉充実計画の作成)

第 81 条 社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉法 55 条の 2 第 1 項に定める方法により社会福祉充実計画を作成し、所轄庁に提出し承認を受けるものとする。

第 14 章 補 則

(税務の範囲と申告納付)

第 82 条 本章において税務とは、本会の税金の申告及び納付に関する業務をいう。

2 会計責任者は、各税法の規定に従い、その申告の要否を判断し、申告の必要がある場合は税務申告書を作成し、所定の期日までに所轄官庁に申告・納付しなければならない。

(収支計算書の提出)

第 83 条 会長は、第 66 条第 2 項の承認を受けた計算関係書類及び財産目録案のうち、資金収支計算書の収入金額が租税特別措置法第 68 条の 6 に規定する金額を超えた場合には、所定の期日までに所轄税務署長に対し法人単位資金収支計算書を提出する。

附 則

- 1 この規程を実施するために必要な事項については、細則で定める。
- 2 当経理規程に定める届出及び公開に関しては計算関係書類及び財産目録（会計に関するもの）に限定しているが、情報公開に関する具体的な定めは別途定める情報公開規程による。
- 3 協議会経理規程（平成 13 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(第 15 条、第 62 条、第 76 条第 1 項、第 77 条第 1 項一部改正、第 73 条第 2 項、第 76 条第 4 項追加)

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会 事業区分等一覧

別表1
R8.1.1

事業区分	拠点区分	サービス区分
1 社会福祉事業	1 本部地域福祉事業	1 理事会運営事業 2 評議員会運営事業 3 監査会運営事業 4 一般社協運営事業 5 奨学金運営事業 6 調査研究事業 7 役職員研修事業 8 連絡調整事業 9 部会委員会事業 10 個人情報保護・情報公開・苦情処理事業 11 企画・啓発事業 12 社会福祉大会事業 13 地区社協活動助成事業 14 敬老の日事業 15 家庭介護者交流事業 16 心身障がい者福祉推進事業 17 子ども家庭福祉推進事業 18 児童福祉推進事業 19 歳末激励金配分事業 20 ふれあい福祉センター管理事業 21 福祉団体支援事業 22 地域支え合い活動推進事業 23 有償サービス事業 24 配食サービス事業 25 総合相談事業 26 結婚支援アドバイザー設置事業 27 法律相談事業 28 生活福祉資金貸付事業 29 善意銀行運営事業 30 生活つなぎ資金貸付事業 31 福祉サービス利用援助事業 32 金銭管理財産保全サービス事業 33 ファミリーサポートセンター受託事業(子育支援) 34 ファミリーサポートセンター受託事業(生活支援) 35 ボランティア養成事業 36 ボランティア推進事業 37 福祉教育推進事業 38 社会参加促進事業 39 ボランティアセンター企画運営事業 40 共同募金配分金事業(高齢者福祉) 41 共同募金配分金事業(障がい児・者福祉) 42 共同募金配分金事業(児童・青少年福祉) 43 共同募金配分金事業(住民全般福祉) 44 高齢者共同住宅事業 45 南信濃障がい者等活動支援センター事業 46 地域活動福祉基金運営事業 47 ボランティアセンター運営基金事業 48 飯田市生活就労支援センター事業 49 地域介護予防活動推進事業 50 生活支援サービス創出コーディネート事業 51 結婚相談員支援事業 52 相談支援体制強化事業 53 子ども・若者生活応援事業 54 飯田市多機関協働事業等業務事業
	2 在宅サービス事業	1 社協ヘルパーステーション事業 2 社協かわじヘルパーステーション事業 3 社協とおやまヘルパーステーション事業 4 生活支援ホームヘルプ事業 5 介護保険外特別ホームヘルプ事業 6 有料ホームヘルプ事業 7 自立支援訪問介護事業 8 上郷デイサービスセンター事業 9 竜東デイサービスセンター事業 10 竜東知久平デイサービスセンター事業 11 北部デイサービスセンター事業 12 いいだデイサービスセンター事業 13 南信濃デイサービスセンター事業 14 共生型デイサービスセンター事業 15 生きがいデイサービスセンター事業 16 生きがいデイサービスセンター(サテライト型)事業 17 訪問入浴(介護保険)事業 18 社協居宅介護支援センター事業 19 社協竜東介護相談センター事業 20 社協とおやま居宅介護支援センター事業 21 介護予防拠点事業 22 在宅サービス管理事業
	3 特別養護老人ホーム遠山荘 4 特別養護老人ホーム飯田荘 5 特別養護老人ホーム第二飯田荘	
2 公益事業	1 本部地域福祉事業	1 飯田市福祉会館受託事業 2 南信濃福祉研修センター事業 3 いいだ地域包括支援センター事業 4 かわじ地域包括支援センター事業 5 南信濃地域包括支援センター事業 6 いがら地域包括支援センター事業 7 いいだ成年後見支援センター事業 8 まつお地域包括支援センター事業

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

		大	中	小
事業活動による収支	収入	1	会費収入	
		1	1号会員会費収入	
		2	2号会員会費収入	
		3	3号会員会費収入	
		4	4号会員会費収入	
		2	分担金収入	
		1	分担金収入	
		3	寄附金収入	
		1	寄附金収入	
		2	経常経費寄附金収入	
		4	経常経費補助金収入	
		1	国補助金収入	
		99	その他の国補助金収入	
		2	県補助金収入	
		99	その他の県補助金収入	
3	市補助金収入			
1	地域支え合い活動推進事業補助金収入			
2	移送サービス事業補助金収入			
3	社協活動推進補助金収入			
4	南信濃地域活動支援センター事業補助金収入			
5	総合相談事業補助金収入			
6	福祉教育推進事業補助金収入			
7	地域福祉計画モデル事業補助金収入			
8	特別養護老人ホーム補助金収入			
9	結婚相談事業補助金収入			
99	その他の市補助金収入			
4	共同募金配分金収入			
1	一般募金配分金収入			
2	歳末たすけあい配分金収入			
3	NHK歳末たすけあい配分金収入			
4	その他の配分金収入			
5	受託金収入			
1	県受託金収入			
1	福祉サービス利用援助事業受託金収入			
2	生活福祉資金事業受託金収入			
99	その他の県社協受託金収入			
2	市受託金収入			
1	生活支援ホームヘルプ事業受託金収入			
2	介護保険外特別ホームヘルプ事業受託金収入			
3	生きがいデイサービス事業受託金収入			
4	在宅介護者交流事業受託金収入			
5	ファミリーサポートセンター事業(子育支援)受託金収入			
6	ファミリーサポートセンター事業(生活支援)受託金収入			
7	飯田市福祉会館管理費受託金収入			
8	身障福祉推進事業受託金収入			
9	配食サービス事業受託金収入			
10	NPO等市民活動支援業務受託金収入			
11	南信濃福祉研修センター管理費受託金収入			
12	南信濃高齢者共同住宅管理費受託金収入			
13	地域包括支援センター事業受託金収入			
14	ほいほい介護予防事業受託金収入			
15	いいだ成年後見支援センター事業受託金収入			
16	社会福祉協議会体制強化事業受託金収入			
17	地域福祉活動コーディネーター設置事業受託金収入			
18	総合相談事業受託金収入			
19	結婚支援アドバイザー設置事業受託金収入			

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

大	中	小
		20 災害救援ボランティアコーディネーター養成事業受託金収入
		21 奉仕員等養成事業受託金収入
		22 視聴覚障がい者情報提供事業受託金収入
		23 社会参加促進事業受託金収入
		24 生活困窮者自立相談支援事業受託金収入
		25 飯田市多機関協働事業等業務事業受託金収入
		99 その他の市受託金収入
	6 貸付事業収入	
	1 償還金収入	
	7 事業収入	
	1 参加費収入	
	2 利用料収入	
	3 貸借料収入	
	4 資料・図書等頒布収入	
	5 広告料収入	
	6 手数料収入	
	8 負担金収入	
	1 負担金収入	
	9 介護保険事業収入	
	1 施設介護料収入	
	1 介護報酬収入	
	2 利用者負担金収入(公費)	
	3 利用者負担金収入(一般)	
	2 居宅介護料収入	
	1 介護報酬収入	
	2 介護予防報酬収入	
	3 介護負担金収入(公費)	
	4 介護負担金収入(一般)	
	5 介護予防負担金収入(公費)	
	6 介護予防負担金収入(一般)	
	3 地域密着型介護料収入	
	1 介護報酬収入	
	2 介護予防報酬収入	
	3 介護負担金収入(公費)	
	4 介護負担金収入(一般)	
	5 介護予防負担金収入(公費)	
	6 介護予防負担金収入(一般)	
	4 居宅介護支援介護料収入	
	1 居宅介護支援介護料収入	
	2 介護予防支援介護料収入	
	5 介護予防・日常生活支援総合事業収入	
	1 事業費収入	
	2 事業負担金収入(公費)	
	3 事業負担金収入(一般)	
	6 利用者等利用料収入	
	1 施設サービス利用料収入	
	2 居宅介護サービス利用料収入	
	3 地域密着型介護サービス利用料収入	
	4 食材費収入(公費)	
	5 食材費収入(一般)	
	6 居住費収入(公費)	
	7 居住費収入(一般)	
	8 介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入	
	9 その他の利用料収入	
	7 その他の事業収入	
	1 補助金収入	

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

	大	中	小
			2 市特別事業収入
			3 受託事業収入
		8 保険等査定減	1 保険等査定減
	10 老人福祉事業収入		
	11 児童福祉事業収入		
	12 保育事業収入		
	13 就労支援事業収入		
	14 授産事業収入		1 授産事業収入
	15 障がい福祉サービス事業等事業収入		
		1 自立支援費等収入	
		1 介護給付費収入	
		2 特例介護給付費収入	
		3 訓練等給付費収入	
		4 特例訓練等給付費収入	
		5 サービス利用計画作成費収入	
		2 利用者負担金収入	
		1 利用者負担金収入	
		2 食費収入	
		3 その他の利用料収入	
		3 棟足給付費収入	
		1 特定障がい者特別給付費収入	
		2 特例特定障がい者特別給付費収入	
		3 特定入所障がい児食費等給付費収入	
		4 特定費用収入	
		5 その他の事業収入	
		1 補助金事業収入	
		2 受託事業収入	
		3 市地域生活支援事業収入	
		6 保険等査定減	1 保険等査定減
	16 生活保護事業収入		
	17 医療事業収入		
	18 借入金利息補助金収入		
	19 利用料収入		
		1 利用料収入	
		2 利用者負担金収入	
	20 その他の収入		
		1 受入研修費収入	
		2 利用者等外給食費収入	
		3 雑収入	
		1 退職手当積立基金預け金差益	
		2 退職年金共済預け金差益	
		3 雑収入	
	21 受取利息配当金収入		
		1 受取利息配当金収入	
		2 積立預金受取利息配当金収入	
		3 福祉基金受取利息配当金収入	
		4 ボランティア基金受取利息配当金収入	
	22 流動資産評価益等による資金増加額		
		1 有価証券売却益	
		2 有価証券評価益	
		3 為替差益	
	(事業活動収入計)…①		
支	1 人件費支出		

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

		大	中	小
出		1	役員報酬支出	
		2	職員給料支出	
			1 職員俸給支出	
			2 職員諸手当支出	
		3	職員賞与支出	
		4	非常勤職員給与支出	
		5	派遣職員費支出	
		6	退職給付支出	
			1 退職手当積立基金退職一時金支出	
			2 退職年金共済退職一時金支出	
			3 退職年金支出	
		7	法定福利費支出	
		2	事業費支出	
			1 諸謝金支出	
			2 旅費交通費支出	
			3 給食費支出	
			4 介護用品費支出	
			5 医薬品費支出	
			6 診療・療養等材料費支出	
			7 保健衛生費支出	
			8 被服費支出	
			9 教養娯楽費支出	
			10 日用品費支出	
			11 保育材料費支出	
			12 本人支給金支出	
			13 消耗器具備品費支出	
			1 消耗品費支出	
			2 器具什器費支出	
			14 印刷製本費支出	
			15 水道光熱費支出	
			16 燃料費支出	
			1 施設燃料費支出	
			17 修繕費支出	
			1 施設等修繕費支出	
			18 通信運搬費支出	
	19 教育指導費支出			
	20 医療費支出			
	21 業務委託費支出			
	22 手数料支出			
	23 保険料支出			
	24 貸借料支出			
	25 負担金支出			
	26 租税公課支出			
	27 就職支度費支出			
	28 車両費支出			
	1 車両燃料費支出			
	2 車両修繕費支出			
	29 葬祭費支出			
	30 管理費返還支出			
	31 雜支出			
3	事務費支出			
	1 福利厚生費支出			
	2 職員被服費支出			
	3 旅費交通費支出			
	4 研修研究費支出			
	5 事務消耗品費支出			

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

大	中	小
	6	印刷製本費支出
	7	水道光熱費支出
	8	燃料費支出
	9	修繕費支出
	10	通信運搬費支出
	11	会議費支出
	12	広報費支出
	13	業務委託費支出
	14	手数料支出
	15	保険料支出
	16	賃借料支出
	17	土地・建物賃借料支出
	18	租税公課支出
	19	保守料支出
	20	涉外費支出
	21	諸会費支出
	22	雑支出
	1	退職手当積立基金等事務費支出
	2	雑支出
4	就労支援事業支出	
5	授産事業支出	
	1	材料支出
	2	利用者工賃支出
6	利用者負担軽減額	
7	貸付事業費支出	
	1	貸付金支出
8	分担金支出	
	1	分担金支出
9	助成金支出	
	1	助成金支出
	1	福祉団体等車両借上げ助成金支出
	2	地域福祉事業助成金支出
	3	相談事業助成金支出
	4	資金貸付事業助成金支出
	5	福祉活動協力校事業助成金支出
10	寄附金支出	
	1	寄附金支出
	2	経常経費寄付金支出
11	負担金支出	
	1	負担金支出
12	支払利息支出	
	1	支払利息支出
13	その他の支出	
	1	利用者等外給食費支出
	2	雑支出
	1	退職給付引当資産差損
	2	退職年金共済預け金差損
	3	雑支出
14	流動資産評価益等による資金減少額	
	1	有価証券売却損
	2	資産評価損
	1	有価証券評価損
	2	その他の評価損
	3	為替差損
	4	徴収不能額
	1	徴収不能額

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

		大	中	小
(事業活動支出計)…②				
事業活動資金収支差額				③ =①-②
施設整備等による収支				
収入	1 施設整備等補助金収入			
	1 施設整備等補助金収入			
	1 施設整備補助金収入			
	2 設備整備補助金収入			
	2 施設整備等寄付金収入			
	1 施設整備等寄付金収入			
	2 整備資金借入金元金償還寄付金収入			
	3 設備資金借入金収入			
	4 固定資産売却収入			
	1 基本財産売却収入			
	1 投資有価証券売却収入(基本財産特定預金)			
	2 建物売却収入			
	3 土地売却収入			
	2 その他の固定資産売却収入			
	1 建物売却収入			
	2 建物付属設備売却収入			
	3 構築物売却収入			
	4 機械及び装置売却収入			
	5 車両運搬具売却収入			
	6 器具及び備品売却収入			
支出	7 土地売却収入			
	8 権利売却収入			
	9 ソフトウェア売却収入			
	10 リサイクル料金預け金取崩収入			
	99 その他の固定資産売却収入			
	5 その他の施設整備等による収入			
	1 その他の施設整備等による収入			
	(施設整備等収入計)…④			
	1 設備資金借入金元金償還支出			
	1 設備資金借入金元金償還支出			
	2 固定資産取得支出			
	1 基本財産取得支出			
	1 基本財産特定預金繰入支出			
	2 建物取得支出			
	3 土地取得支出			
	2 その他の固定資産取得支出			
	1 建物取得支出			
	2 車両運搬具取得支出			
	3 器具及び備品取得支出			
	4 建物付属設備取得支出			
	5 構築物取得支出			
	6 ソフトウェア取得支出			
	7 リサイクル料金預け金支出			
	8 出資金預け金支出			
	9 土地取得支出			
	10 権利取得支出			
	11 機械及び装置取得支出			
	12 建物仮勘定取得支出			
	99 その他の固定資産取得支出			
	3 固定資産除却・廃棄支出			
	1 固定資産除却・廃棄支出			
	4 ファイナンス・リース債務の返済支出			
	1 ファイナンス・リース債務の返済支出			

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

		大	中	小
		5	その他の施設整備等による支出	
		1	その他の施設整備等による支出	
		(施設整備等支出計)…⑤		
		施設整備等資金収支差額	(⑥) =④-⑤	
その他の活動による収支	収入	1	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	
		2	長期運営資金借入金収入	
		3	長期貸付金回収収入	
		4	投資有価証券売却収入	
		5	基金積立資産取崩収入	
		1	地域福祉基金取崩収入	
		2	ボランティア運営基金取崩収入	
		6	積立資産取崩収入	
		1	施設整備積立資産取崩収入	
		2	人件費積立資産取崩収入	
		3	車両積立資産取崩収入	
		4	財政調整積立資産取崩収入	
		5	その他の積立資産取崩収入	
	事業区分間	7	長期借入金収入	
		8	長期借入金収入	
		9	長期借入金収入	
		10	長期貸付金回収収入	
		11	長期貸付金回収収入	
		12	長期貸付金回収収入	
		13	事業区分間繰入金収入	
		1	社会福祉事業繰入金収入	
		1	社会福祉事業	事業区分間繰入金収入
	公益事業	2	公益事業繰入金収入	
		1	公益事業	事業区分間繰入金収入
		99	退職共済預け金経費	事業区分間繰入金収入
	拠点区分間	14	繰入金収入	
		1	本部・地域福祉事業拠点区分間繰入金収入	
		1	理事会運営事業	拠点区分間繰入金収入
		2	評議員会運営事業	拠点区分間繰入金収入
		3	監査会運営事業	拠点区分間繰入金収入
		4	一般社協運営事業	拠点区分間繰入金収入
		5	奨学金運営事業	拠点区分間繰入金収入
		6	調査研究事業	拠点区分間繰入金収入
		7	役職員研修事業	拠点区分間繰入金収入
		8	連絡調整事業	拠点区分間繰入金収入
		9	部会委員会事業	拠点区分間繰入金収入
		10	個人情報保護・情報公開・苦情処理事業	拠点区分間繰入金収入
		11	企画・啓発事業	拠点区分間繰入金収入
		12	社会福祉大会事業	拠点区分間繰入金収入
		13	地区社協活動助成事業	拠点区分間繰入金収入
		14	敬老の日事業	拠点区分間繰入金収入
		15	家庭介護者交流事業	拠点区分間繰入金収入
		16	心身障がい者福祉推進事業	拠点区分間繰入金収入
		17	子ども家庭福祉推進事業	拠点区分間繰入金収入
		18	児童福祉推進事業	拠点区分間繰入金収入
		19	歳末激励金配分事業	拠点区分間繰入金収入
		20	ふれあい福祉センター管理事業	拠点区分間繰入金収入
		21	福祉団体支援事業	拠点区分間繰入金収入
		22	地域支え合い活動推進事業	拠点区分間繰入金収入
		23	有償サービス事業	拠点区分間繰入金収入
		24	配食サービス事業	拠点区分間繰入金収入
		25	総合相談事業	拠点区分間繰入金収入

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

大	中	小	
		26 結婚支援アドバイザー設置事業	拠点区分間繰入金収入
		27 法律相談事業	拠点区分間繰入金収入
		28 生活福祉資金貸付事業	拠点区分間繰入金収入
		29 善意銀行運営事業	拠点区分間繰入金収入
		30 生活つなぎ資金貸付事業	拠点区分間繰入金収入
		31 福祉サービス利用援助事業	拠点区分間繰入金収入
		32 金銭管理財産保全サービス事業	拠点区分間繰入金収入
		33 ファミリーサポートセンター受託事業(子育支援)	拠点区分間繰入金収入
		34 ファミリーサポートセンター受託事業(生活支援)	拠点区分間繰入金収入
		35 ボランティア養成事業	拠点区分間繰入金収入
		36 ボランティア推進事業	拠点区分間繰入金収入
		37 福祉教育推進事業	拠点区分間繰入金収入
		38 社会参加促進事業	拠点区分間繰入金収入
		39 ボランティアセンター企画運営事業	拠点区分間繰入金収入
		40 高齢者福祉活動事業	拠点区分間繰入金収入
		41 障がい児・者福祉活動事業	拠点区分間繰入金収入
		42 児童・青少年福祉活動事業	拠点区分間繰入金収入
		43 住民全般福祉活動事業	拠点区分間繰入金収入
		44 高齢者共同住宅事業	拠点区分間繰入金収入
		45 南信濃障がい者等活動支援センター事業	拠点区分間繰入金収入
		46 地域活動福祉基金運営事業	拠点区分間繰入金収入
		47 ボランティアセンター運営基金事業	拠点区分間繰入金収入
		48 飯田市生活就労支援センター事業	拠点区分間繰入金収入
		49 地域介護予防活動推進事業	拠点区分間繰入金収入
		50 生活支援サービス創出コーディネート事業	拠点区分間繰入金収入
		51 結婚相談員支援事業	拠点区分間繰入金収入
		52 相談支援体制強化事業	拠点区分間繰入金収入
		53 子ども・若者生活応援事業	拠点区分間繰入金収入
		54 飯田市多機関協働事業等業務事業	拠点区分間繰入金収入
2	在宅サービス事業	拠点区分間繰入金収入	
	1	社協ヘルパーステーション事業	拠点区分間繰入金収入
	2	社協かわじヘルパーステーション事業	拠点区分間繰入金収入
	3	社協とおやまヘルパーステーション事業	拠点区分間繰入金収入
	4	生活支援ホームヘルプ事業	拠点区分間繰入金収入
	5	介護保険外特別ホームヘルプ事業	拠点区分間繰入金収入
	6	有料ホームヘルプ事業	拠点区分間繰入金収入
	7	自立支援訪問介護事業	拠点区分間繰入金収入
	8	上郷デイサービスセンター事業	拠点区分間繰入金収入
	9	竜東デイサービスセンター事業	拠点区分間繰入金収入
	10	竜東知久平デイサービスセンター事業	拠点区分間繰入金収入
	11	北部デイサービスセンター事業	拠点区分間繰入金収入
	12	いいだデイサービスセンター事業	拠点区分間繰入金収入
	13	南信濃デイサービスセンター事業	拠点区分間繰入金収入
	14	共生型デイサービスセンター事業	拠点区分間繰入金収入
	15	生きがいデイサービスセンター事業	拠点区分間繰入金収入
	16	生きがいデイサービスセンター(サテライト型)事業	拠点区分間繰入金収入
	17	訪問入浴(介護保険)事業	拠点区分間繰入金収入
	18	社協居宅介護支援センター事業	拠点区分間繰入金収入
	19	社協竜東介護相談センター事業	拠点区分間繰入金収入
	20	社協とおやま居宅介護支援センター事業	拠点区分間繰入金収入
	21	介護予防拠点事業	拠点区分間繰入金収入
	22	在宅サービス管理事業	拠点区分間繰入金収入
3	特別養護老人ホーム遠山荘		拠点区分間繰入金収入
4	特別養護老人ホーム飯田荘		拠点区分間繰入金収入
5	特別養護老人ホーム第二飯田荘		拠点区分間繰入金収入
6	退職共済預け金拠点区分間繰入金収入		

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

大	中	小	
		1 退職共済預け金経費	拠点区分間繰入金収入
15 サービス区分間繰入金収入	1 サービス区分間繰入金収入		
	1 理事会運営事業	サービス区分間繰入金収入	
	2 評議員会運営事業	サービス区分間繰入金収入	
	3 監査会運営事業	サービス区分間繰入金収入	
	4 一般社協運営事業	サービス区分間繰入金収入	
	5 奨学金運営事業	サービス区分間繰入金収入	
	6 調査研究事業	サービス区分間繰入金収入	
	7 役職員研修事業	サービス区分間繰入金収入	
	8 連絡調整事業	サービス区分間繰入金収入	
	9 部会委員会事業	サービス区分間繰入金収入	
	10 個人情報保護・情報公開・苦情処理事業	サービス区分間繰入金収入	
	11 企画・啓発事業	サービス区分間繰入金収入	
	12 社会福祉大会事業	サービス区分間繰入金収入	
	13 地区社協活動助成事業	サービス区分間繰入金収入	
	14 敬老の日事業	サービス区分間繰入金収入	
	15 家庭介護者交流事業	サービス区分間繰入金収入	
	16 心身障がい者福祉推進事業	サービス区分間繰入金収入	
	17 子ども家庭福祉推進事業	サービス区分間繰入金収入	
	18 児童福祉推進事業	サービス区分間繰入金収入	
	19 歳末激励金配分事業	サービス区分間繰入金収入	
	20 ふれあい福祉センター管理事業	サービス区分間繰入金収入	
	21 福祉団体支援事業	サービス区分間繰入金収入	
	22 地域支え合い活動推進事業	サービス区分間繰入金収入	
	23 有償サービス事業	サービス区分間繰入金収入	
	24 配食サービス事業	サービス区分間繰入金収入	
	25 総合相談事業	サービス区分間繰入金収入	
	26 結婚支援アドバイザー設置事業	サービス区分間繰入金収入	
	27 法律相談事業	サービス区分間繰入金収入	
	28 生活福祉資金貸付事業	サービス区分間繰入金収入	
	29 善意銀行運営事業	サービス区分間繰入金収入	
	30 生活つなぎ資金貸付事業	サービス区分間繰入金収入	
	31 福祉サービス利用援助事業	サービス区分間繰入金収入	
	32 金銭管理財産保全サービス事業	サービス区分間繰入金収入	
	33 ファミリーサポートセンター受託事業(子育支援)	サービス区分間繰入金収入	
	34 ファミリーサポートセンター受託事業(生活支援)	サービス区分間繰入金収入	
	35 ボランティア養成事業	サービス区分間繰入金収入	
	36 ボランティア推進事業	サービス区分間繰入金収入	
	37 福祉教育推進事業	サービス区分間繰入金収入	
	38 社会参加促進事業	サービス区分間繰入金収入	
	39 ボランティアセンター企画運営事業	サービス区分間繰入金収入	
	40 高齢者福祉活動事業	サービス区分間繰入金収入	
	41 障がい児・者福祉活動事業	サービス区分間繰入金収入	
	42 児童・青少年福祉活動事業	サービス区分間繰入金収入	
	43 住民全般福祉活動事業	サービス区分間繰入金収入	
	44 高齢者共同住宅事業	サービス区分間繰入金収入	
	45 南信濃障がい者等活動支援センター事業	サービス区分間繰入金収入	
	46 地域活動福祉基金運営事業	サービス区分間繰入金収入	
	47 ボランティアセンター運営基金事業	サービス区分間繰入金収入	
	48 飯田市生活就労支援センター事業	サービス区分間繰入金収入	
	49 地域介護予防活動推進事業	サービス区分間繰入金収入	
	50 生活支援サービス創出コーディネート事業	サービス区分間繰入金収入	
	51 結婚相談員支援事業	サービス区分間繰入金収入	
	52 相談支援体制強化事業	サービス区分間繰入金収入	
	53 子ども・若者生活応援事業	サービス区分間繰入金収入	

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

	大	中	小
			54 飯田市多機関協働事業等業務事業 サービス区分間繰入金収入
			60 社協ヘルパーステーション事業 サービス区分間繰入金収入
			61 社協かわじヘルパーステーション事業 サービス区分間繰入金収入
			62 社協とおやまヘルパーステーション事業 サービス区分間繰入金収入
			63 生活支援ホームヘルプ事業 サービス区分間繰入金収入
			64 介護保険外特別ホームヘルプ事業 サービス区分間繰入金収入
			65 有料ホームヘルプ事業 サービス区分間繰入金収入
			66 自立支援訪問介護事業 サービス区分間繰入金収入
			67 上郷デイサービスセンター事業 サービス区分間繰入金収入
			68 竜東デイサービスセンター事業 サービス区分間繰入金収入
			69 竜東知久平デイサービスセンター事業 サービス区分間繰入金収入
			70 北部デイサービスセンター事業 サービス区分間繰入金収入
			71 いいだデイサービスセンター事業 サービス区分間繰入金収入
			72 南信濃デイサービスセンター事業 サービス区分間繰入金収入
			73 共生型デイサービスセンター事業 サービス区分間繰入金収入
			74 生きがいデイサービスセンター事業 サービス区分間繰入金収入
			75 生きがいデイサービスセンター(サテライト型)事業 サービス区分間繰入金収入
			76 訪問入浴(介護保険)事業 サービス区分間繰入金収入
			77 社協居宅介護支援センター事業 サービス区分間繰入金収入
			78 社協竜東介護相談センター事業 サービス区分間繰入金収入
			79 社協とおやま居宅介護支援センター事業 サービス区分間繰入金収入
			80 介護予防拠点事業 サービス区分間繰入金収入
			81 在宅サービス管理事業 サービス区分間繰入金収入
			91 飯田市福祉会館受託事業 サービス区分間繰入金収入
			92 南信濃福祉研修センター サービス区分間繰入金収入
			93 いいだ地域包括支援センター サービス区分間繰入金収入
			94 かわじ地域包括支援センター サービス区分間繰入金収入
			95 南信濃地域包括支援センター サービス区分間繰入金収入
			96 いがら地域包括支援センター サービス区分間繰入金収入
			97 いいだ成年後見支援センター サービス区分間繰入金収入
			98 まつお地域包括支援センター サービス区分間繰入金収入
			99 退職共済預け金経費 サービス区分間繰入金収入
	16	その他の活動による収入	
		1 差入保証金返還収入	
		2 生活つなぎ資金貸付金収入	
		3 奨学金元金償還収入	
		4 奨学金償還滞納利息収入	
		5 退職共済返還金収入	
		1 退職手当積立基金預け金返還金収入	
		2 退職年金共済預け金返還金収入	
		6 退職給付引当資産移管金収入	
		(その他の活動収入計)…⑦	
支出	1	長期運営資金借入金元金償還支出	
	1	1 長期運営資金借入金元金償還支出	
	2	長期貸付金支出	
	3	投資有価証券取得支出	
	4	基金積立資産支出	
	1	1 地域福祉基金積立支出	
	2	2 ボランティア運営基金積立支出	
	5	積立資産支出	
	1	1 施設整備積立資産支出	
	2	2 人件費積立資産支出	
	3	3 車両積立資産支出	
	4	4 財政調整積立資産支出	
	5	5 その他の積立資産支出	
	6	事業区分間長期貸付金支出	

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

	大	中	小
	7	拠点区分間長期貸付金支出	
	8	サービス区分間長期貸付金支出	
	9	事業区分間長期借入金返済支出	
	10	拠点区分間長期借入金返済支出	
	11	サービス区分間長期借入金返済支出	
	12	事業区分間繰入金支出	
	1	社会福祉事業繰入金支出	
	1	社会福祉事業	事業区分間繰入金支出
	99	退職共済預け金経費	事業区分間繰入金支出
	2	公益事業繰入金支出	
	1	公益事業	事業区分間繰入金支出
13	拠点区分間繰入金支出		
1	本部・地域福祉事業拠点区分間繰入金支出		
1	理事会運営事業	拠点区分間繰入金支出	
2	評議員会運営事業	拠点区分間繰入金支出	
3	監査会運営事業	拠点区分間繰入金支出	
4	一般社協運営事業	拠点区分間繰入金支出	
5	奨学金運営事業	拠点区分間繰入金支出	
6	調査研究事業	拠点区分間繰入金支出	
7	役職員研修事業	拠点区分間繰入金支出	
8	連絡調整事業	拠点区分間繰入金支出	
9	部会委員会事業	拠点区分間繰入金支出	
10	個人情報保護・情報公開・苦情処理事業	拠点区分間繰入金支出	
11	企画・啓発事業	拠点区分間繰入金支出	
12	社会福祉大会事業	拠点区分間繰入金支出	
13	地区社協活動助成事業	拠点区分間繰入金支出	
14	敬老の日事業	拠点区分間繰入金支出	
15	家庭介護者交流事業	拠点区分間繰入金支出	
16	心身障がい者福祉推進事業	拠点区分間繰入金支出	
17	子ども家庭福祉推進事業	拠点区分間繰入金支出	
18	児童福祉推進事業	拠点区分間繰入金支出	
19	歳末激励金配分事業	拠点区分間繰入金支出	
20	ふれあい福祉センター管理事業	拠点区分間繰入金支出	
21	福祉団体支援事業	拠点区分間繰入金支出	
22	地域支え合い活動推進事業	拠点区分間繰入金支出	
23	有償サービス事業	拠点区分間繰入金支出	
24	配食サービス事業	拠点区分間繰入金支出	
25	総合相談事業	拠点区分間繰入金支出	
26	結婚支援アドバイザー設置事業	拠点区分間繰入金支出	
27	法律相談事業	拠点区分間繰入金支出	
28	生活福祉資金貸付事業	拠点区分間繰入金支出	
29	善意銀行運営事業	拠点区分間繰入金支出	
30	生活つなぎ資金貸付事業	拠点区分間繰入金支出	
31	福祉サービス利用援助事業	拠点区分間繰入金支出	
32	金銭管理財産保全サービス事業	拠点区分間繰入金支出	
33	ファミリーサポートセンター受託事業(子育支援)	拠点区分間繰入金支出	
34	ファミリーサポートセンター受託事業(生活支援)	拠点区分間繰入金支出	
35	ボランティア養成事業	拠点区分間繰入金支出	
36	ボランティア推進事業	拠点区分間繰入金支出	
37	福祉教育推進事業	拠点区分間繰入金支出	
38	社会参加促進事業	拠点区分間繰入金支出	
39	ボランティアセンター企画運営事業	拠点区分間繰入金支出	
40	高齢者福祉活動事業	拠点区分間繰入金支出	
41	障がい児・者福祉活動事業	拠点区分間繰入金支出	
42	児童・青少年福祉活動事業	拠点区分間繰入金支出	
43	住民全般福祉活動事業	拠点区分間繰入金支出	

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

大	中	小	
		44 高齢者共同住宅事業	拠点区分間繰入金支出
		45 南信濃障がい者等活動支援センター事業	拠点区分間繰入金支出
		46 地域活動福祉基金運営事業	拠点区分間繰入金支出
		47 ボランティアセンター運営基金事業	拠点区分間繰入金支出
		48 飯田市生活就労支援センター事業	拠点区分間繰入金支出
		49 地域介護予防活動推進事業	拠点区分間繰入金支出
		50 生活支援サービス創出コーディネート事業	拠点区分間繰入金支出
		51 結婚相談員支援事業	拠点区分間繰入金支出
		52 相談支援体制強化事業	拠点区分間繰入金支出
		53 子ども・若者生活応援事業	拠点区分間繰入金支出
		54 飯田市多機関協働事業等業務事業	拠点区分間繰入金支出
	2 在宅サービス事業拠点区分間繰入金支出		
	1 社協ヘルパーステーション事業		拠点区分間繰入金支出
	2 社協かわじヘルパーステーション事業		拠点区分間繰入金支出
	3 社協とおやまヘルパーステーション事業		拠点区分間繰入金支出
	4 生活支援ホームヘルプ事業		拠点区分間繰入金支出
	5 介護保険外特別ホームヘルプ事業		拠点区分間繰入金支出
	6 有料ホームヘルプ事業		拠点区分間繰入金支出
	7 自立支援訪問介護事業		拠点区分間繰入金支出
	8 上郷デイサービスセンター事業		拠点区分間繰入金支出
	9 竜東デイサービスセンター事業		拠点区分間繰入金支出
	10 竜東知久平デイサービスセンター事業		拠点区分間繰入金支出
	11 北部デイサービスセンター事業		拠点区分間繰入金支出
	12 いいだデイサービスセンター事業		拠点区分間繰入金支出
	13 南信濃デイサービスセンター事業		拠点区分間繰入金支出
	14 共生型デイサービスセンター事業		拠点区分間繰入金支出
	15 生きがいデイサービスセンター事業		拠点区分間繰入金支出
	16 生きがいデイサービスセンター(サテライト型)事業		拠点区分間繰入金支出
	17 訪問入浴(介護保険)事業		拠点区分間繰入金支出
	18 社協居宅介護支援センター事業		拠点区分間繰入金支出
	19 社協竜東介護相談センター事業		拠点区分間繰入金支出
	20 社協とおやま居宅介護支援センター事業		拠点区分間繰入金支出
	21 介護予防拠点事業		拠点区分間繰入金支出
	22 在宅サービス管理事業		拠点区分間繰入金支出
	3 特別養護老人ホーム遠山荘		拠点区分間繰入金支出
	4 特別養護老人ホーム飯田荘		拠点区分間繰入金支出
	5 特別養護老人ホーム第二飯田荘		拠点区分間繰入金支出
	6 退職共済預け金拠点区分間繰入金支出		
	1 退職共済預け金経費		拠点区分間繰入金支出
14 サービス区分間繰入金支出			
	1 サービス区分間繰入金支出		
	1 理事会運営事業		サービス区分間繰入金支出
	2 評議員会運営事業		サービス区分間繰入金支出
	3 監査会運営事業		サービス区分間繰入金支出
	4 一般社協運営事業		サービス区分間繰入金支出
	5 奨学金運営事業		サービス区分間繰入金支出
	6 調査研究事業		サービス区分間繰入金支出
	7 役職員研修事業		サービス区分間繰入金支出
	8 連絡調整事業		サービス区分間繰入金支出
	9 部会委員会事業		サービス区分間繰入金支出
	10 個人情報保護・情報公開・苦情処理事業		サービス区分間繰入金支出
	11 企画・啓発事業		サービス区分間繰入金支出
	12 社会福祉大会事業		サービス区分間繰入金支出
	13 地区社協活動助成事業		サービス区分間繰入金支出
	14 敬老の日事業		サービス区分間繰入金支出
	15 家庭介護者交流事業		サービス区分間繰入金支出

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

大	中	小	
		16 心身障がい者福祉推進事業	サービス区分間繰入金支出
		17 子ども家庭福祉推進事業	サービス区分間繰入金支出
		18 児童福祉推進事業	サービス区分間繰入金支出
		19 歳末激励金配分事業	サービス区分間繰入金支出
		20 ふれあい福祉センター管理事業	サービス区分間繰入金支出
		21 福祉団体支援事業	サービス区分間繰入金支出
		22 地域支え合い活動推進事業	サービス区分間繰入金支出
		23 有償サービス事業	サービス区分間繰入金支出
		24 配食サービス事業	サービス区分間繰入金支出
		25 総合相談事業	サービス区分間繰入金支出
		26 結婚支援アドバイサー設置事業	サービス区分間繰入金支出
		27 法律相談事業	サービス区分間繰入金支出
		28 生活福祉資金貸付事業	サービス区分間繰入金支出
		29 善意銀行運営事業	サービス区分間繰入金支出
		30 生活つなぎ資金貸付事業	サービス区分間繰入金支出
		31 福祉サービス利用援助事業	サービス区分間繰入金支出
		32 金銭管理財産保全サービス事業	サービス区分間繰入金支出
		33 ファミリーサポートセンター受託事業(子育支援)	サービス区分間繰入金支出
		34 ファミリーサポートセンター受託事業(生活支援)	サービス区分間繰入金支出
		35 ボランティア養成事業	サービス区分間繰入金支出
		36 ボランティア推進事業	サービス区分間繰入金支出
		37 福祉教育推進事業	サービス区分間繰入金支出
		38 社会参加促進事業	サービス区分間繰入金支出
		39 ボランティアセンター企画運営事業	サービス区分間繰入金支出
		40 高齢者福祉活動事業	サービス区分間繰入金支出
		41 障がい児・者福祉活動事業	サービス区分間繰入金支出
		42 児童・青少年福祉活動事業	サービス区分間繰入金支出
		43 住民全般福祉活動事業	サービス区分間繰入金支出
		44 高齢者共同住宅事業	サービス区分間繰入金支出
		45 南信濃障がい者等活動支援センター事業	サービス区分間繰入金支出
		46 地域活動福祉基金運営事業	サービス区分間繰入金支出
		47 ボランティアセンター運営基金事業	サービス区分間繰入金支出
		48 飯田市生活就労支援センター事業	サービス区分間繰入金支出
		49 地域介護予防活動推進事業	サービス区分間繰入金支出
		50 生活支援サービス創出コーディネート事業	サービス区分間繰入金支出
		51 結婚相談員支援事業	サービス区分間繰入金支出
		52 相談支援体制強化事業	サービス区分間繰入金支出
		53 子ども・若者生活応援事業	サービス区分間繰入金支出
		54 飯田市多機関協働事業等業務事業	サービス区分間繰入金支出
		60 社協ヘルパーステーション事業	サービス区分間繰入金支出
		61 社協かわじヘルパーステーション事業	サービス区分間繰入金支出
		62 社協とおやまヘルパーステーション事業	サービス区分間繰入金支出
		63 生活支援ホームヘルプ事業	サービス区分間繰入金支出
		64 介護保険外特別ホームヘルプ事業	サービス区分間繰入金支出
		65 有料ホームヘルプ事業	サービス区分間繰入金支出
		66 自立支援訪問介護事業	サービス区分間繰入金支出
		67 上郷デイサービスセンター事業	サービス区分間繰入金支出
		68 竜東デイサービスセンター事業	サービス区分間繰入金支出
		69 竜東知久平デイサービスセンター事業	サービス区分間繰入金支出
		70 北部デイサービスセンター事業	サービス区分間繰入金支出
		71 いいだデイサービスセンター事業	サービス区分間繰入金支出
		72 南信濃デイサービスセンター事業	サービス区分間繰入金支出
		73 共生型デイサービスセンター事業	サービス区分間繰入金支出
		74 生きがいデイサービスセンター事業	サービス区分間繰入金支出
		75 生きがいデイサービスセンター(サテライト型)事業	サービス区分間繰入金支出
		76 訪問入浴(介護保険)事業	サービス区分間繰入金支出

資金収支計算書勘定科目

R8.1.1

大	中	小	
		77 社協居宅介護支援センター事業	サービス区分間繰入金支出
		78 社協竜東介護相談センター事業	サービス区分間繰入金支出
		79 社協とおやま居宅介護支援センター事業	サービス区分間繰入金支出
		80 介護予防拠点事業	サービス区分間繰入金支出
		81 在宅サービス管理事業	サービス区分間繰入金支出
		91 飯田市福祉会館受託事業	サービス区分間繰入金支出
		92 南信濃福祉研修センター	サービス区分間繰入金支出
		93 いいた地域包括支援センター	サービス区分間繰入金支出
		94 かわじ地域包括支援センター	サービス区分間繰入金支出
		95 南信濃地域包括支援センター	サービス区分間繰入金支出
		96 いがら地域包括支援センター	サービス区分間繰入金支出
		97 いいた成年後見支援センター	サービス区分間繰入金支出
		98 まつお地域包括支援センター	サービス区分間繰入金支出
		99 退職共済預け金経費	サービス区分間繰入金支出
	15 その他の活動による支出		
	1	差入保証金返還支出	
	2	生活つなぎ資金貸付金支出	
	3	奨学金貸付金支出	
	4	退職共済預け金支出	
	1	退職手当積立基金預け金支出	
	2	退職年金共済預け金支出	
	5	退職給付引当資産移管金支出	
	99	その他の活動による支出	
		(その他の活動支出計)…⑧	
		その他の活動資金収支差額	⑨ =⑦-⑧
		予備費支出	⑩
		当期資金収支差額合計	⑪ =③+⑥+⑨-⑩
		前期末支払資金残高	⑫
		合併受入支払資金	⑬ (法人合併があった場合のみ使用)
		当期末支払資金残高	⑪+⑫ (+⑬)